

幼保一元化に関する考察（I） ～ ベルギーの保育事情を通して～

A Study about the Educational Integration of Kindergarten and Day Nursery (1) The Children's Educational Environment in Belgium

(2009年3月31日受理)

小野 順子

Junko Ono

Key words : 幼保一元化, EU, ベルギー, 教育改革, 就学前教育, 認定子ども園

抄 録

日本における就学前教育は、保育所と幼稚園に二元化されている。近年、少子高齢化が社会問題となり、その問題解消から幼稚園と保育所の一体化・一元化を図る動きがある。しかし、その中身は各自治体の裁量に任されているため、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型と形態が多様である。また、幼保一元化施設の保育カリキュラムや保育者養成も模索の段階である。しかし、世界に目を向けると、北欧やEU（欧州連合）では早い時期から就学前教育の重要性を認め、全ての幼児が質の高い教育を受けることのできるよう教育改革をおこなっている。

EUの中心に位置するベルギーもこの例外ではない。2つの民族、3つの公用語、3つのコミュニティという複雑な行政制度にも関わらず、国内に住む全ての幼児に一貫した保育・教育を提供している。ベルギーの就学前教育施設の実態を紹介し、幼児や保護者の負担（精神的・身体的・経済的）が少ない教育制度の具体例を示し、日本の幼保一元化の未来像を検討する材料としている。

I. はじめに

就学前の幼児たちの大半は、幼稚園か保育所に通っている。保護者が働いている等の理由で家庭での保育に欠ける幼児は保育所で、家庭で保育できる場合は幼稚園へ、日本では長年このような状態が続いてきた。しかし、世界に目を向けると日本のような制度はまれである。教育先進国と言われているヨーロッパ諸国においては、0歳から就学までの保育・教育は一貫している。

日本でも、幼保が分離している状態は長年問題視され、近年、幼保一元化に向けて動き出している。しかし、幼稚園と保育所には歴史的経緯から、様々な相違がみられる。例えば、根拠法令、保育内容、制度や施設の分離などである。この中の保育内容の相違については、1963年に文部省初等中等教育局長と厚生省児童家庭局長の「幼

稚園と保育所の関係について」という共同通達によって「保育所の機能のうち教育に関するものは幼稚園教育要領によることのがぞましい」とされたことから、両者の保育内容に差が見られなくなり、今回の保育所保育指針では3歳以上の幼児に関しては、ほぼ同じとなっている。ⁱ

また、制度や施設の分離では、建物の合築・共用や同じ保育室で幼保の幼児の合同保育を行うことが、自治体レベルで始まっている。しかし、これについては少子化に伴って幼稚園と保育所を別々に運営することが困難になった自治体が、幼稚園と保育所の統合によって、経営の効率化を図ることを意図しているという意見もある。ⁱⁱ

就学前の子どもたちが等しく教育を受け、保育に欠けることなく就学を迎えるために、幼稚園・保育所の一元化は必要である。しかし、先に述べたような今日の社会の動きに関しては、経済的理由を優先していると考えら

れるので歓迎しにくい。なぜなら、幼稚園と保育所は根拠法令が違い、管轄する行政部門も違うことから、それぞれ別の基準を持ち、運営費の財源も違っている。さらに保育に携わる者の資格に違いがあるため、その専門性にも違いが認められる。幼保の一元化の前に、以上のような違いの融合を図ることが「幼児の最善の利益」に繋がると考えるからである。

幼稚園と保育園の一元化には、0歳児～6歳児の保育・教育を国が責任をもつ制度が不可欠であると考え。しかし、我が国では幼保が一元化された歴史がなく、そのためそのような施設のイメージを持ちにくいのではないだろうか。そこで、本稿では、一元化された就学前教育施設のあり方について考察するが、そのモデルとしてEU（欧州連合）の中のベルギーの教育実情を紹介する。ベルギーは筆者が3年間滞在し、また、EU諸国の地理的中心地として教育だけでなく、あらゆる制度改革に積極的に取り組んでいることから教育先進国というにふさわしいと考えるからである。

II. ベルギーの概要

1. 複雑な行政制度

ベルギーには3つの行政地区があり、それぞれが福祉と教育について異なる組織とサービスを管轄している。（表1参照）この特殊性には、地理的要因と歴史的要因、そして言語環境が関与している。

1) 地理的要因

ベルギーは、西ヨーロッパの中心に位置している。このため、古くから「ヨーロッパの交差点」と呼ばれ、北はオランダ、南はフランス、東はドイツ、西はイギリス、南東ではルクセンブルクと接している。また、国土の広さは関東地方くらいであるので、どの隣国へも首都ブルッセルから自動車でも1時間から2時間ほどで入国できる。

2) 歴史的要因

中世に起因するローマ帝国の北上と、ゲルマン民族の移動によって、ラテン系民族とゲルマン系民族が定住した。その後、第一次世界大戦後に領土になることによってドイツ系民族が加わった。さらに、第2次世界大戦後、ブルッセルにはECやNATOなどの国際機関

が集中したため、ブルッセルの人口約100万人のうち25%が外国人となっている。

3) 言語環境

ベルギーについて述べる時、その特殊な言語環境の理解が不可欠である。

ベルギーは国土のほぼ真ん中を言語境界線が存在する。公用語には、ワロン語、フラマン語とドイツ語があるが、フラマン語とドイツ語は同じゲルマン系であり、ラテン系のワロン語と大きく体系を異にしている。そのため、フラマン語圏とワロン語圏の間に言語境界線が引かれている。

ヨーロッパで言語境界線が国土を横切っている国は、他にも、ルクセンブルグ、スイスなどであるが、川や山などの地理的条件に関係なく存在しているのはベルギーだけである。1つの村を言語境界線が横切っていることもある。この境界線を一歩越えると広告、道路標識など全ての言語表示が異なる。さらに、他の国では、お互いの言語は融合して方言のような形となっているが、ベルギーではラテン系言語であるワロン語（フランス語の方言）とゲルマン系言語であるフラマン語（オランダ語の方言）であるため、2つの言語の融合はほとんどみられない。この点に、ベルギーの特異性がある。

これらの要因により、ゲルマン系のフラマン人を中心とするフラマン語の行政地区と、ラテン系のワロン人を中心とするワロン語の行政地区、そして両者が混在するブルッセル首都圏の3つが存在する。

各地区はその地域の保育と教育の事業に責任を持っている。制度は類似しているが、細部に違いが見られる。本稿で事例として取り上げる保育・教育制度および施設は、筆者が住んでいたブルッセル首都圏のワロン語系コミューン（区）のものである。

表1：ベルギーの行政地域

行政地域	公用語	民族
フランドル	フラマン語	ゲルマン系フラマン人
ワロン	ワロン語	ラテン系ワロン人
ブラッセル	フラマン語 ワロン語	多民族

2. 義務教育制度

1) 学校の種類と補助金

義務教育1983年の法律で、6歳から18歳までの12年間と決められている。小学校が6年間、中学校・高等学校が6年間である。

これらの学校は大別して公立学校、自由学校、私立学校の3種類がある。

このうち、公立学校と自由学校は、ベルギー文部省のカリキュラムによる教育をしているので、国から補助金を支給されている。補助金の内訳は、人件費・運営費・学校用品である。この補助金は、幼稚園（義務教育ではない）、小学校、中・高等学校ごとに子ども一人あたりで支給されている。これは、国の予算の約5分の1にもおおよぶ。

また、公立学校のコミューン立（区立）の場合は、コミューンからも補助金が支給され、自由学校のカトリックの学校の場合は教会からも付与されるようである。これらはけっして十分な額ではないが、保護者から授業料を徴収することはない。

一方、私立学校は文部省のカリキュラムの制約を受けないので、補助金の支給はなく費用の全額を保護者が負担しなければならない。

自由学校は国のカリキュラムに従って運営されているので、日本の私立学校と同様のものである。一方、ベルギーの私立学校とは、例えば、独自のカリキュラムを持つインターナショナルスクールや日本のカリキュラムに従っている日本人学校のことである。

以上をまとめたものを、表2で示す。

表2：学校の種類

文部省のカリキュラムによる教育 (国から補助金を支給され、保護者の負担はほとんどない)	
公立学校	国立（文部大臣の管轄） 州立（州教育助役の管轄） コミューン立（コミューンの教育助役の管轄）
自由学校	カトリック ユダヤ 自由無宗教 など
学校独自のカリキュラムによる教育 (授業料・学校運営費等は全額保護者負担)	
私立学校	日本人学校 インターナショナルスクール ブリティッシュスクール など

2) 学校の選択

学校の選択権は保護者にある。保護者は自分の子どもを通わせる学校を自由に選ぶことができる。自分や子どもの居住地に関係なく、宗教や子どもの能力に応じた学校・教育方法を選べるということである。実際に現地の状況を見てみると、選択の基準としては、①場所（自宅か職場の近く：ベルギーでは登下校は保護者の責任であるため、保護者の送迎が基本であるという理由から）、②宗教（無宗教の学校も存在する）、であることが多い。特に悪評がない限り、学校を吟味することは少ないようだが、途中の変更は容易である。辞めるときは電話一本、入るときは一枚の紙にサインするだけである。

3) 義務教育期間

この時期については前述したが、次の2つの例外がある。

- ① もし子どもに能力があれば、5歳で入学が可能である。しかし、教育義務は18歳まで。（早入学）
- ② 能力が低い場合は、1年遅れて7歳で入学が可能である。この場合は、校長の許可書と医師の証明書が必要。

どちらのばあいも保護者の判断に任せられている。

4) 落第

義務教育期間での落第が認められている。従って、学年が進むほど年齢差のあるクラスになる。この制度はかなり一般的であり、小学校1年生の終了時に約10%の児

童が落第している。小学校6年生終了時には、落第経験者は約30%、中学校3年生終了時には約60%、高校3年生終了時には約80%が落第を経験している。つまり、約20%の学生だけが18歳で高校を卒業しているということである。このような事情から16歳以降の義務教育には、パートタイム義務教育と呼ばれる制度がある。半日は学校で授業を受けて、半日は企業で仕事をするを認めるものである。例えば学校でエンジンの勉強をしながら、自動車修理工として働くことも可能といえる。

Ⅲ. 保育・幼児教育

1. 歴史

最初の幼稚園はブルッセルで1857年に開設された。しかし、幼児教育の公的指針は1880年に公布され、これ以来、ベルギーでは3～6歳児のための幼児教育施設を国の責任で公的財政によって運営されている。このため、幼稚園は義務教育ではないがその授業は無償であり、1935年までに、3～6歳児の半数近くが公立の幼児教育センターに就園している。1950年の新しい規則で、3～6歳児のほとんどが就学前教育を受けることになった。

この広範な幼児教育への国の負担は1965年からは2歳半の幼児にまで、引き下げられた。その結果、保育供給率は非常に高く、1960年という早い時期に、3歳児の82%、4歳児の90%が公立の幼児教育センターに入所している。1992年には、入所率は、2歳半～3歳が70%、3歳児は98%、4・5歳児は99%となっている。ⁱⁱⁱ

2. 施設形態（表4を参照）

1) 就学前教育センター (École Maternelles)

2歳半～6歳までのすべての幼児のための施設である。これは全国に普及しており、主に公立である。大部分は小学校に併設され、同じ建物内にあり、保育時間や休日も同じである。しかし、教育指針は幼児対象の独自のものであり、職員も幼児教育の専門教育を受けている。

2) 保育所 (Prégardiennat)・乳児保育所 (Crèche)

3歳未満児のための保育施設はCrèche (クレシュ) と呼ばれ、少なくとも1日10時間開園しており、その職員の大半は保育士である。比較的大きな施設には看護婦

やソーシャル・ワーカーが配置されている。保育料は所得に応じて定められ、低所得者に対しては無料となっている。^{iv}

3) 学童保育 (Gardrie)

就学前教育センターの保育時間は小学校と同じであるため、開園時間が短く昼休みもある。(表3参照)そこで、学校が始まる前、昼休み、放課後に幼児・児童を保育する場としてGardrie (ギャルドリ) と呼ばれる学童保育がある。同じ建物内にあるが、保育者は同じ学校の教師とは限らず、保護者、保育士、あるいはその他のヘルパーである。特に資格は必要ではなく、筆者が子どもを通わせていた学校では教師と地域の年配の女性が交替で保育にあたっていた。

また、長期休暇中は、各コミュニティ毎に学童保育センターが大きな公園や小学校に設けられ、教師や学生が指導している。

表3：就学前教育センターの保育時間

学童保育の時間	7:15～8:30
保育時間	8:30～12:00
学童保育の時間 *園は昼休み	12:00～13:30
保育時間	13:30～15:30
学童保育の時間	15:30～18:00

表4：0歳～6歳までの幼児の保育施設

名称	形態	子どもの年齢	開園時間
École Maternelles	就学前教育センター	2歳半～6歳	平日 8:30～ 12:00 13:30～ 15:30
Crèche	乳児保育所	0歳～3歳	毎日10時間 ～12時間
Prégardiennat	保育所	1歳半～3歳	毎日10時間 ～12時間

IV. 就学前教育の実際

筆者は1991年4月から1994年3月までベルギーに居住していた。当時、1歳10ヶ月の男児と3歳9ヶ月の女児、夫の4人での移住である。日本では出産、核家族での在宅育児を経験した。ベルギーには3年間住んでいたが、その間に我が子が通っていたベルギーの幼児教育施設について述べる。

1. 施設紹介

ベルギーの首都ブラッセルの学校は、ワロン系（フランス語系）とフラマン系（オランダ語系）に分かれている。子ども達の学校はワロン系で、正式名称は Saint-Julien Parnasse（サン・ジュリアン パーナッセ）。名前前から分かるようにカトリックの学校である。住んでいた家の前の道路を挟んで、斜め前から学校の敷地であったが、校門は敷地の反対側なので、通学には歩いて5分ほどかかった。同一敷地内に、幼稚部、小学部、中高等部があり、ベルギーでもかなり大きな学校である。体育館は4つあり、それぞれの学部で使っていた。また幼稚部には別に遊技室があった。グラウンドは3つで、中高等部は共同で1番広いグラウンドを使っていた。このグラウンドには200mトラックがあり、そのトラックを囲むように芝生が植えてある。ベルギーの学校では、グラウンドはコンクリートになっている所がほとんどだが、このグラウンドは芝生であることが、変わっている。しかし、トラックの中の部分はアスファルトであった。

2. 就学前教育センター

“Saint-Julien Parnasse Maternelles”

通っていた学校は、幼児から義務教育終了までの一貫校であったので、「サン・ジュリアン パーナッセ幼稚部（Saint-Julien Parnasse Maternelles）」と呼ばれていた。

そして、表5のように4学年に分かれていた。同学年の子ども達は、生まれた年で分けられている。つまり、同学年の子ども達は基本的には同じ年の生まれだということである。しかし、幼稚園であっても落第があるので、年長の子どもが同じクラスになっていることもある。年長のM3になると、数や文字を書いたり、読んだり、『1

と1で2になる』という程度の算数を就学前教育として行うので、M2からM3になるときに落第する子どもが数人いた。

表5：Saint-Julien Parnasse maternellesの学年編成

年 齢	ク ラ ス
2歳半～3歳まで	MA : Materiel accueil 《準備クラス》2歳半になった当日から通える。
3歳～4歳まで	M1 : Materiel 《幼稚部 1年生》
4歳～5歳まで	M2 : Materiel 《幼稚部 2年生》
5歳～6歳まで	M3 : Materiel 《幼稚部 3年生》

3. 学校就業日と就業時間

1992年～1993年では学校の休業日は、表6のようになっていた。これらの休業は月曜日から金曜日なので、休日の土、日曜日と合わせると1回の休みが9日間から16日間の期間になる。この結果1年間の授業日数は180日間となっていた。この学校がカトリックだから特に多いということではなくて、他の区立学校も同様であった。

表6：学校の休業日

休業日の名称	期 間
Vacance de Été（夏休み）	7月1日～8月31日
Toussaint（万聖祭）	11月2日～11月6日
Noel（クリスマス）	12月21日～1月1日
Carnival（謝肉祭）	2月22日～2月26日
Pâques（昇天祭）	4月5日～4月16日

学校が開いているのは、8時30分～12時、13時30分～16時であり、この時間内だけ学校の先生は子ども達を指導する。従って、先生の昼休憩には保護者は子どもを家に連れて帰り、昼食を家で食べさせて、また学校に連れて行かなければならない。

しかし、共働きがほとんどであるので、Gardrie（ギャルドリ）というシステム（学童保育）があった。これは学校の先生がいない間、先生とは別の人が子どもを保育

するシステムである。朝7時15分～8時30分、昼12時～13時30分、夕方16時～18時はギャルドリの先生が保育を行うので、保護者は7時15分～18時まで子どもを預けることができる。これは保護者が働いている・いないにかかわらず可能である。実際、サン・ジュリアンでは昼休憩の時、約4分の3の子どもが学校でお昼を食べていた。

4. 授業料その他諸費用

学校教育は幼稚部を含めてすべて無料であったが、ギャルドリは別料金である。朝・昼は1家族1日20BF(80円)、夜は1日50BF(200円)必要である。しかし、急に用事ができ迎えの時間に間に合わなくても、連絡不要であり、迎えに行ったその場でお金を払えば良いので、焦って迎えに行く必要がなかった。

昼食は弁当持参か、給食かを選ぶことができた。給食は1日1人100BF(400円)であった。

ギャルドリと給食は、前の月の20日頃申し込み用紙がきて、それに記入し料金を払うが。急な場合は利用した後に支払うこともあった。

この他に必要な費用としては、教材費が1年間で700BF(2800円)、遠足や劇を見に行くときに200BF～300BF(800円～1200円)必要である。



写真1：サン・ジュリアン校全景

5. 教室について

まず日本の学校と大きく違っているのは、教室を先生が所持しているということである。9月になり、学年が

変わると担任の先生は変わる。しかし、先生の教室は変わらない。子どもが勉強する教室が変わるのである。また、昼休みや先生の休みの日などには、その教室には鍵がかけられていて、子ども達は教室に入ることができない。昼休みは運動場へ、先生の休みの日には、別の先生の教室で過ごす。

6. 保育の様子

朝7時15分から学校の門は開く。しかし、ほとんどの子どもは8時を過ぎてからお母さんやお父さん、又はおじいちゃんやおばあちゃんに連れられて学校にやって来る。校区がないので、かなり遠くから通っている子どもも少なくない。保護者が学校を選ぶ基準は、保護者の会社や祖父母の家に近いことや評判の良し悪し、宗教などである。自動車で送って来る保護者が多いので、8時～8時30分の間は学校の前の道路だけでなく、近くの幹線道路まで渋滞する。

子ども達は学校に行くと、MA～M2(2歳半～4歳の子ども)は、『お迎えの部屋』という大きな部屋で8時30分まで先生が来るのを待っている。この部屋がギャルドリの部屋で、もちろんギャルドリの先生がいる。M3(年長クラス)と小学生は、運動場で先生を待ち、ここにもギャルドリの先生がいた。雨のときは大きな軒の下で待つことになっていて、教室には入れない。

始業の8時30分になるとベルが鳴り、それを合図に今まで遊んでいた子ども達は決められた場所に並び、先生が来ると一緒に教室に入る。幼稚部の年少と年中を除く全学年が建物の中に入るので、廊下は子どもであふれ、渋滞がおきている。幼いクラスは、1番最後に8時45分を過ぎてから入るが、2歳半から4歳の子どもがひしめいているのだから、すごい騒ぎである。就学前のクラス(M3)だけは、かなり厳しく指導しているので、私語も少なく、きちんとしているが、残りのクラスは、伸び伸びとさせている。他のことについてもこの傾向があるように感じた。

就学前のクラス(M3)では、列を作って教室に入った後、自分のジャンパー、カバンを決められた場所に置き、自分の席に座る。そして、まず先生が昨日したことや今日することを話し、次に黒板に今日の天気のカードを貼らせたり、カレンダーに印を付けさせたりしている。

そして今日の当番（ごみを集める係りなど）を発表していた。このあたりは日本の年長クラスと似ている。

その後、先生は教室のじゅうたんを敷いてある所に座り、テーブル（班になっている）毎に子ども達を呼び、回りに座らせ、昨日どんなことをしたかとか、今日家に帰ったら何をするかなど子ども達が話しやすい題材を選んで、1人1人に話させていた。これは小学校・中学校と学年が上がっても続く教育法の1つで、話す能力、聞く能力、そして大きくなると事前に調べてから発表するようになるので、調べ学習の能力を養うことを目的にしている。



写真2：M3(年長クラス)の朝の当番活動の様子



写真3：M3(年長クラス)の保育の様子

朝の行事の後は、絵を描いたり、簡単な算数や文字の練習をしたりと自由に遊んでいる。月曜日は水泳があり、バスで10分ほどの温水プールに行き、火曜日は体操の日で、専門の先生と体育館で体操をする。冬は晴れの日が少なく、寒いので、屋内での遊びが中心である。

MA～M2（2歳半～4歳）のクラスは大変で、参観に行っても、何をしているのかさっぱり分からないというくらい子ども達が自由に遊んでいる。私の息子はいつも車で遊んでいた。娘は2カ月に1度ぐらい学校で描いた絵やプリントのファイルを持って帰っていたが、息子は母の日やクリスマスなどの行事のあるときに、申し訳程度に色を塗った作品をもって帰るぐらいで、ほとんど造形的活動をしていなかったと思う。子どもの好き嫌いもあると思うが、先生方も特に子どもに何かさせようとは思っていないようだった。年少、年中のクラスの子ども達も火曜日は体操があった。昼食の後は昼寝があった。このため、11時30分から昼食をとっていたが、担任の先生は11時50分までは勤務時間なので、担任の先生もギャルドリの先生を手伝って、幼い子ども達に給食や弁当を食べさせていた11時50分から家に帰る子たち達は、その間、お迎えの部屋で保護者が来るのを待っている。

7. 雑感

ベルギーでは、費用、制度ともに保護者の負担が少ないと感じた。つまり、2歳半になっていて住民登録をしている子どもなら、どこの学校でも無条件で受け入れてくれること。学校の長期休暇中や先生の出勤時間以外でもギャルドリの保育があり、それが行われるのが学校であるので、子どもがなじみやすいこと。授業料は基本的に無料であり、遠足等で費用を別途負担しなければならない場合はそれに行かなくても、別の先生が学校で保育することなどである。



写真4：昼食の様子～食堂で弁当や給食を食べている～

V. 幼保に関する教育改革

1. 北欧とEUの教育改革の動向

北欧とEU(欧州連合)は、1980年代から90年代にかけて、就学前教育(幼稚園と保育所)の制度改革に取り組んできた。1975年の「国際女性年」以来、「男女平等」に向けての取り組みから女性の社会参画が進行したため、保育サービスの拡充が急がれたからである。女性の社会進出は、家庭と地域の子育て力の衰退に関与していることは世界的な傾向であるため、現在、多数の国が保育・教育に多大な投資を始めている。EUの2006年達成目標の「保育サービスの質目標」には、9タイトルの中の1つに「政策枠組みを具体化するための財政目標」が掲げられている。それは以下の通りである。

「保育サービスへの公的支出は、3歳未満児・3歳以上児双方の保育サービスのために設定された目標を満たすために、少なくともGDPの1%以上であるべきで、その予算は、基盤整備の開発にも配分(現職研修・助言に5%、研究とモニターに1%以上等)されるべきである。」^v

また、OECD(経済協力開発機構)加盟国においては、科学技術の進歩、とりわけ情報通信技術の革命から、次の世代を担う子どもたちにどのような教育・保育を保障すべきかが問われてきている。このことはOECDの就学前教育に関する国際比較調査の報告書“Starting Strong 2001”と“Starting Strong II 2006”に詳しく発表されている。

2. 日本の教育改革の動向

日本においても「学力向上」「子どもの育ちの変化」「少子高齢化」等に関わる様々な問題の解決を目指して、改革が行われている。その中で、幼保一元化に関わる改革の第一歩は2001年の児童福祉法の改正であろう。

「保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする」(第56条の7)という条文が加わったことにより、公立保育所の民営化が可能となった。これを皮切りに、企業参加が可能となり、2002年の「地方分権改革推進会議中間報告」で、幼保一元化が浮上してきたのである。

これらのことを受けて、現在は2006年の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」によって、「認定子ども園」を「幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備えた施設」として認定している。しかし、これら「認定子ども園」は幼保一元化施設として完成したものではなく、次の4つの類型を認めている。^{vi}

1. 幼保連携型認定子ども園
2. 幼稚園型認定子ども園
3. 保育所型認定子ども園
4. 地方裁量型認定子ども園

幼保の区別のないベルギーの保育・教育施設とは異なり、幼保一体型だけでなく、幼稚園主導型・保育所主導型などを認めざるを得ないところに日本の保育・教育行政のとまどいが見える。

VI. おわりに

日本で過ごしている時は、「保育に欠ける幼児」は保育所に通い、それ以外の幼児は幼稚園に行くことに何の疑問も感じなかった。筆者の修士論文の研究課題は「幼小関連」であり、就学前教育は幼稚園だけが関与していると思っていた。しかし、実際に子どもを育てていると、家庭で保育されている子どもも、保育に欠けるとされて保育所で保育されている子どもも、同じ子どもで

あり同じ小学校に通うことに気がついて愕然とした。そのような思いの中で1歳と3歳の子どもを連れてのベルギー移住であった。

ベルギーでは、当然のように、就学前の幼児が同じ施設に通っていた。そして、それぞれの家庭の事情に合わせて学童保育を利用していた。保育・教育制度に保護者が合わせるのではなく、多様なサービスから各自が取捨選択していたのである。しかし、子どもの立場に立つと、全員が同じ形態の施設に通っており、何の違いもないのである。

日本では当然と感じている子育て環境が、他の国では考えられないほど貧困なものであると感じた。経済面では先進国であっても、教育では後進国といえるかもしれない。現在、そのような状況を打破するための動きが「子育て支援」や「幼保一元化」と言われるものであるが、「はじめに」で述べたように、財政面の理由だけを優先して制度改革が行われると、保育者養成やカリキュラムの研究が追いつかず、「子どもや保護者の最善の利益」にならない。

今後の本研究の課題として、ベルギーの保育カリキュラムの検討を行う予定である。ベルギー在住中に、2歳半～6歳のすべてのカリキュラムを我が子は経験した。その内容を吟味することでベルギーの保育カリキュラムや内容を明確にし、そのことが日本の認定子ども園の今後を検討する材料になると考えるからである。

引用文献

- i. 中山徹・杉山隆一・保育行財政研究会（2004）幼保一元化—現状と課題—。自治体研究社。45
- ii. 森上史郎・柏女霊峰（2008）保育用語辞典[第4版]。ミネルヴァ書房。48—49
- iii. 泉千勢監修編訳・OMEP日本委員会（2004）パメラ・オーバーヒューマン&ミハエラ・ウーリッチ著。ヨーロッパの保育と保育者養成。大阪公立大学共同出版会。45
- iv. 泉千勢監修編訳・OMEP日本委員会（2004）パメラ・オーバーヒューマン&ミハエラ・ウーリッチ著。ヨーロッパの保育と保育者養成。大阪公立大学共同出版会。48—49

- v. 泉千勢・一見真理子・汐見稔幸（2008）世界の幼児教育・保育革命と学力。明石書店。017
- vi. 子どもと保育総合研究所（2009）最新保育資料集 2009。ミネルヴァ書房。332—341

参考文献

1. 小野大・佐々木しのぶ。（1993）自主研修収録。ベルギー ブラッセル日本人学校。
2. 小野大・小野順子（1994）Nouvelles du Pays de la Foret Soignes
3. 辻井正（2005）PISAショック—学力は保育で決まる。オクターブ
4. 鈴木恭平他22名（1991）副読本ベルギー。ベルギー ブラッセル日本人学校。
5. 久野弘幸（2004）ヨーロッパ教育 歴史と展望。玉川大学出版部

